

IV 施策の 推進方法

第1 マーケティングの強化

各施策における個別の事業を計画・実施するに当たっては、現状の把握や分析、それらに基づく仮説の設定、戦略の策定が不可欠である。そのため、国の統計や民間の調査結果など、既存の資料の活用や、必要であれば新たな調査等を行うことによって、必要となるデータを収集し、その分析を行う。さらに、その分析に基づく事業戦略の策定等を行うなど、マーケティングを一層強化し、各施策の取組を下支えする。

1 現状把握・分析

観光に関連するデータは、国・県・市町・観光関係団体等が様々な調査を継続して実施し、公表している。観光施策を検討する上では、先進地や近隣地等の他地域や過去との比較検討も重要であり、県で実施している以外の統計調査も活用しながら、施策検討に活かしていくことが有効である。

また、現在収集していないが、効果検証や施策検討に必要なデータは、既存のデータから推計することを検討するとともに、必要に応じて、市町・観光関係団体等と役割分担の上で調査を実施するなど、新たに収集することも検討する必要がある。

【参考資料：活用している主な統計調査】

国	県	市町	観光関係団体等
<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊旅行統計調査（観光庁）・ 共通基準による観光入込客統計（観光庁）・ 旅行・観光消費動向調査（観光庁）・ 訪日外国人消費動向調査（観光庁）・ 訪日外客統計（JNTO）	<ul style="list-style-type: none">・ 広島県観光客数の動向・ 広島県観光入込客統計調査・ おもてなし度調査	<ul style="list-style-type: none">・ 観光客数の動向（市町調査）・ 共通基準による観光入込客統計（市町調査）・ 主要観光地における観光客モニタリング調査・ 市町個別調査	<ul style="list-style-type: none">・ 瀬戸内ブランド実態調査（せとうちDMO）・ 住民満足度調査（せとうちDMO）等

2 マーケティングに基づく事業戦略

各施策における個別の事業を計画する際には、的確な現状把握やこれまでの取組の効果を検証し、より効果的な事業戦略を構築することが求められる。事業戦略を策定する上では、ターゲット（誰に）、コンテンツ（何を）、手法（どうやって）といった基本的な内容を明確にした上で、時期や規模も含めたものにする必要がある。

マーケティングの目的：的確な現状把握と分析を行うことにより、施策の効果検証及びより効果的な取組の検討を行い、具体的な方針や施策を決定する

区分	分析に基づくターゲット	現状のマーケティングに基づく施策	モニタリングデータ
国内観光客数の増加	・30～40代女性 ・A, B, Cエリア	・第2ピークを重点的に伸ばすための季節に応じた魅力を深掘りして発信	・速報による月毎の総観光客数推計
外国人観光客数の増加	・重点市場	・市場ごとの特性に応じた情報発信（旅行形態、情報収集手法、嗜好、ゲートウェイ等）	・宿泊旅行統計調査
宿泊消費額の増加	・外国人観光客 ・Aエリア	・宿泊キャパの増加 ・第2ピークの稼働率上昇	・宿泊旅行統計調査
飲食消費額の増加	・全ての観光客	・広島ならではの飲食ができる機会の場の提供	・広島県観光入込客統計調査
滞在時間の延長による消費額の増加	・特に宿泊重点ターゲットである外国人観光客	・夜・早朝を中心とした観光プロダクトの開発 ・周遊商品の充実	・共通基準による観光入込客統計
観光客の満足度向上	・全ての観光客	・移動、飲食、宿泊等における観光客が必要とするサービス等の提供	・広島県観光入込客統計調査 ・じゃらん宿泊旅行統計調査

＜重点市場＞

米国、フランス、オーストラリア、中国、香港、台湾、韓国、タイ

※国・地域の成長性や訪日需要の動向を踏まえて定める。上記8カ国は平成29年11月時点のもの。

＜エリア説明＞

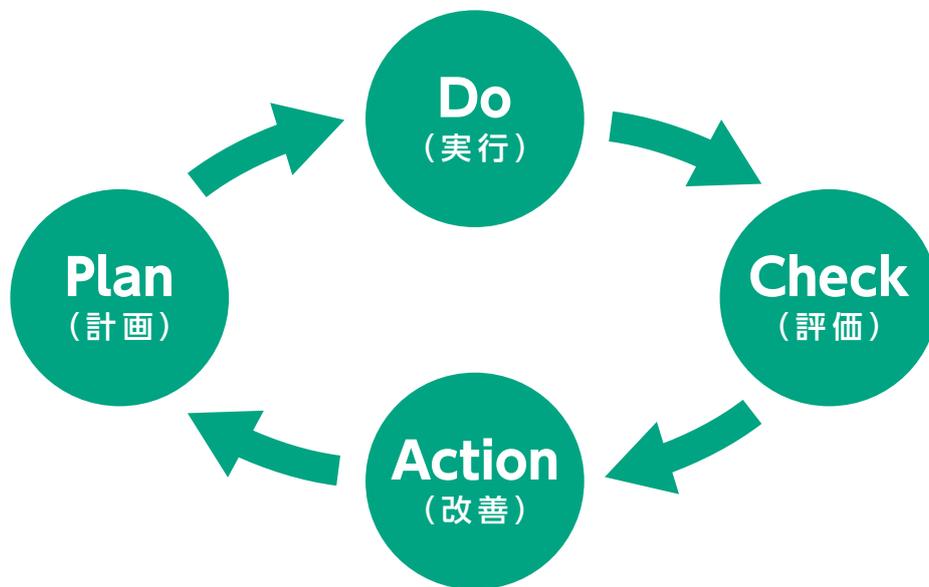
エリア区分	都道府県	説明
Aエリア	東京都、大阪府、福岡県	人口が多く、来訪者の絶対数を確保できるとともに、ブランド力の向上につながるエリア
Bエリア	熊本県、鹿児島県	今後來訪する可能性が高まるエリア
Cエリア	岡山県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県	来訪するのに便利なエリア

第2 PDCAサイクルによるマネジメント

今次計画の目指す姿の実現に向けて、今次計画の目標を達成していくためには、各施策の取組内容を実効性のある事業へと具体化するとともに、事業を実施する中で生じた問題点や課題を把握し、事業を設計した時点の仮説を検証し、必要に応じて軌道修正を加えるなど、適切な進行管理を行うことが重要である。

このため、各施策の事業をPDCAサイクル[計画(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)]によりマネジメントする。各施策の事業は、各年で策定する事業計画において目的を明確にし、目的を達成するための仮説及び成果指標・活動指標を設定する。これにより進捗状況を点検評価しながら、遅れや問題点があれば、より効果的な事業となるよう計画の見直しを図ることとする。また、このPDCAサイクルが全ての事業で機能し、今次計画の目標や目指す姿の実現に寄与するように、マネジメント手法についても試行と改善を繰り返し実施する。

各施策の事業における成果や課題などは、広島県観光立県推進会議で毎年報告して評価を受けるとともに、同会議で寄せられた意見を翌年度以降の事業へ反映していく。



筆の里工房・世界一の大筆(熊野町)

第3 市町等との協働

今次計画の目指す姿の実現に向けては、県と市町等が共に目指すことのできる目標を掲げ、実現に至るまでの課題を共有し、ともに取り組むことが重要である。このため、今次計画を関係者で共有し、一体となって施策を推進する。

特に、観光を取り巻く状況はめまぐるしく変化することから、毎年の広島県観光立県推進会議における各施策の報告・評価のみならず、県と市町等とのデータや事業戦略等の情報共有を密にし、目標達成に向けて協働で取り組む。

1 観光客数の増加

これまで、市町が行う観光拠点づくりを中心に支援をしてきた結果、観光資源としての集客力の向上には一定の効果がみられた。今後は各観光資源の魅力向上を観光消費額の増大につなげる必要があることから、これまでの個別観光資源を対象とした支援から、県内周遊を促進するための広域を対象とした資源や外国人観光客をターゲットとした資源の磨き上げが必要であり、民間主導の商品化も促進する必要がある。

2 観光消費額単価の上昇

観光消費額単価の上昇に向けては、観光プロダクトを販売する民間事業者が中心となり、観光客の活動を消費につなげていくことが必要である。市町が有する観光資源や文化・歴史などを観光プロダクトとして商品・サービス化するための取組を支援するとともに、市町等と連携し、これらの観光プロダクトが消費につながるよう情報発信していく必要がある。

3 観光客の満足度向上

観光客の満足度を向上させるには、観光客と直に接する各事業者等が受入体制やおもてなしの更なる充実を図ることが重要である。このため、各地域における研修などの取組を進めるとともに、広島県おもてなし向上ネットワーク会議を中心に、県内全体の機運醸成を図ることが必要である。

また、お好み焼き事業者等により組織される一般財団法人お好み焼アカデミーに「おもてなし部会」が設置されるなど、事業者による自主的な活動も生まれており、今後は交通や宿泊等の他の分野においても、取組が生まれるよう機運の醸成を図る必要がある。

また、大学や観光事業者等と連携を図りながら、観光消費につながる土産物や観光メニュー等の企画立案ができる観光人材の育成を図る必要がある。

4 情報発信

観光消費額を増大させるには、観光客の周遊を促進し滞在時間の延長を図ることが重要である。観光客の周遊を促進するためには、観光地をエリアでとらえた複数市町による共同プロモーションや県・観光連盟等、広域な観光推進団体と連携したプロモーションが効果的である。

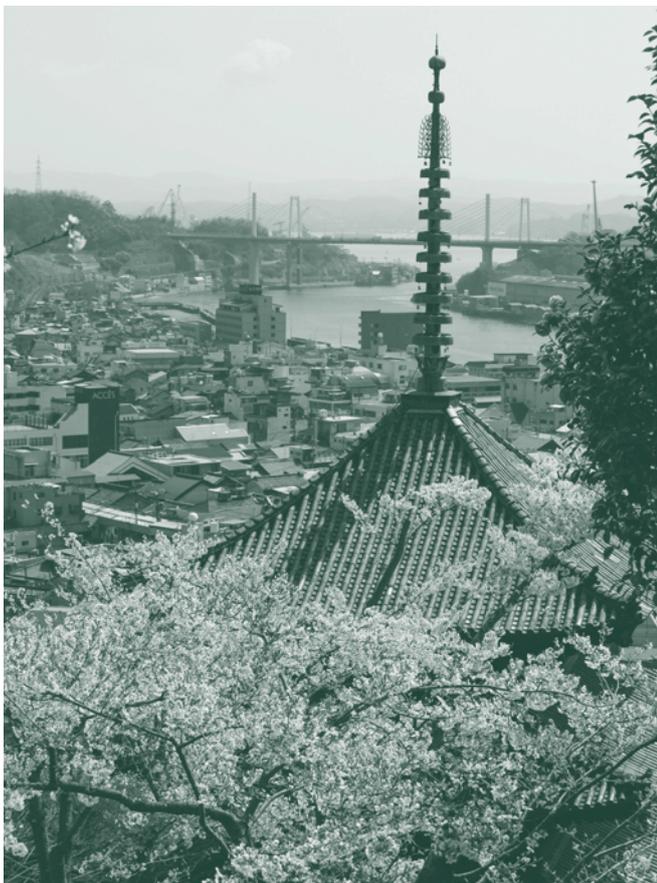
また、観光客の半数を占める県内観光客については、主に市町や観光協会を中心としたプロモーションにより、県内の周遊を促進することが効果的である。

第4 推進体制

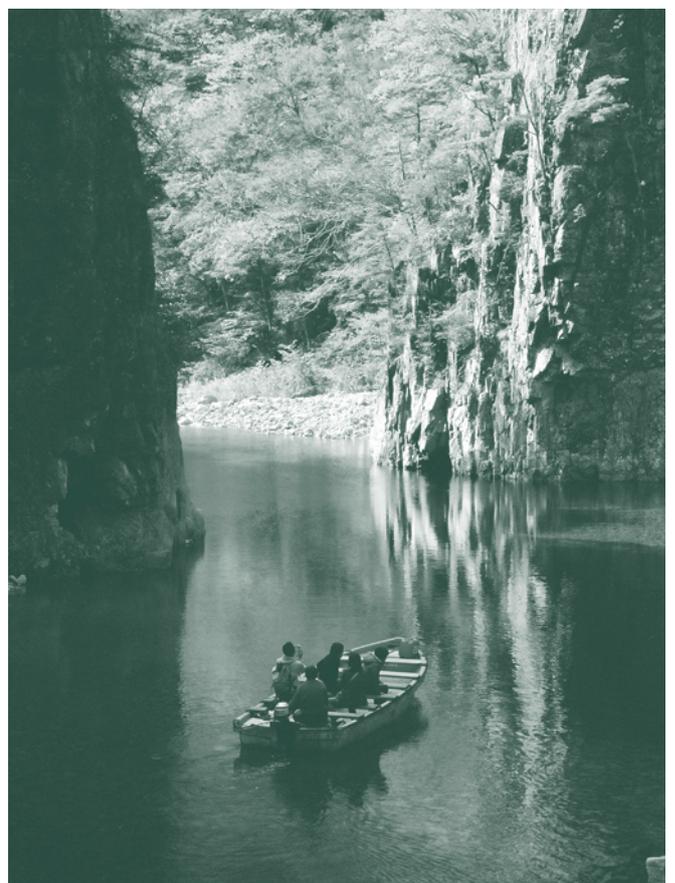
これまで地域における観光振興に関しては、国・県・市町・観光連盟・観光協会・民間事業者等が連携しながら、重層的に進めてきたところである。近年、訪日外国人観光客が急増し、今後も更なる増加が見込まれる中、外国人観光客の多くが、複数の自治体に跨る広域エリアを旅行する傾向にある。このため、単独自治体によるプロモーションではなく、複数の自治体エリアが連携して取り組むことが求められる。

平成28年(2016年)の広域観光周遊ルートの認定以降、全国で広域を対象としたDMOが設立されており、地域連携DMOや地域DMOを含め、日本版DMOが41件、日本版DMO候補法人が133件登録されている(平成29年, 2017年11月時点)。県内では、せとうちDMOが日本版DMOとして登録されている。今後、県内でDMOが増えてくれば、各DMOをつなげるネットワークを構築するとともに、各DMOの役割分担を明確化する必要がある。

観光における地域間競争は、今後更に激しさを増すことが予想され、観光地としてのブランディングや観光地経営の視点が日々重要になってくるとともに、効率的・効果的な体制により、県全体の観光振興を図る必要がある。こうしたことを踏まえ、観光推進体制のあるべき姿について、今後検討していく必要があると考えられる。



尾道水道(尾道市)



三段峡(安芸太田町)

參考資料

○ひろしま観光立県推進基本条例

平成十八年十二月二十六日条例第七十三号

ひろしま観光立県推進基本条例をここに公布する。

ひろしま観光立県推進基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本的施策

第一節 ひろしま観光立県推進基本計画等(第七条・第八条)

第二節 魅力ある観光地の形成(第九条—第十一条)

第三節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第十二条・第十三条)

第四節 国際観光の振興(第十四条・第十五条)

第五節 観光旅行の促進のための環境の整備(第十六条—第二十二条)

第三章 広島県観光立県推進会議(第二十三条—第二十七条)

附則

観光は、訪れる人々と地域の人々の相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大とサービス業、農林水産業、製造業など幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて県民生活の安定向上に貢献するものである。

また、少子高齢社会の到来の中で、観光は、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、本県の文化、歴史等に関する理解を深めるものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割を担っていくものである。

本県においては、厳島神社と原爆ドームの二つの世界遺産をはじめとする地域の特色ある歴史や文化、伝統等がはぐくまれ、瀬戸内海という国際級の観光資源や中国山地など豊かな自然と、四季の変化に富んだ気候に恵まれるなど、多彩な観光資源が集積している。

しかし、観光立県の実現に向けた基盤の整備及び環境の形成は、いまだ不十分な状態であり、本県を来訪する国内外の観光旅行者等の状況は、世界に通用するヒロシマの知名度にふさわしいものとは言えず、また、ゆとりや安らぎを求める志向など観光旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加など近年の観光をめぐる様々な状況変化への的確な対応も求められている。

これらに適切に対処し、観光立県を実現するためには、観光をリーディング産業として更に発展させ、国内外の誘客競争に打ち勝つことのできる「魅力ある観光地」を形成していくことが不可欠であり、このためには、広く県民が観光立県に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての認識をはぐくむことが重要である。

ここに、県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、観光立県を実現するための基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者(主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。以下同じ。)及び観光関係団体(観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 観光立県の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、県内外からの観光旅行を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある県民生活の実現のため重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

2 観光立県の実現に関する施策は、県内外の観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。

3 観光立県の実現に関する施策は、本県が被爆県として世界の恒久平和のために果たすべき役割にかんがみ、国際平和及び国際相互理解の増進の観点に立って講じられなければならない。

4 観光立県の実現に関する施策を講じるに当たっては、観光が、県及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が当該地域の特性を生かした観光立県の実現に関する施策を講じるに当たって必要な助言及び調整を行うとともに、市町が参画し、及び実施する広域的な観光振興施策に関して総合調整を行うことにより、市町相互の連携を図るものとする。

3 県は、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整を行うものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、観光立県の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取組に参画するよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第五条 観光事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第六条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、業界及び業種の枠を超えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

第一節 ひろしま観光立県推進基本計画等

(ひろしま観光立県推進基本計画)

第七条 知事は、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ひろしま観光立県推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 観光立県の実現に関する施策についての基本的な方針

二 観光立県の実現に関する目標

三 観光立県の実現に関し、県が総合的かつ計画的に講じるべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第二十三条に定める広島県観光立県推進会議の審議を経るものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第八条 県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第二節 魅力ある観光地の形成

(国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第九条 県は、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、市町、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第十条 県は、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備)

第十一条 県は、観光旅行者の国際競争力及び国内競争力の高い観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、空港、港湾、鉄道、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

第三節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の競争力の強化)

第十二条 県は、県内観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、工場、産業体験施設等を活用した産業観光など地域の産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十三条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

第四節 国際観光の振興

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第十四条 県は、外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本県の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、県内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議等の誘致の促進、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

(国際相互交流の促進)

第十五条 県は、本県と外国との間における経済交流、青少年による国際交流等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講じるものとする。

第五節 観光旅行の促進のための環境の整備

(観光旅行者の本県への来訪の促進)

第十六条 県は、観光旅行者の本県への来訪の促進を図るため、県内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、県内外における広域的に連携した観光の振興に関する取組など必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第十七条 県は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、本県の優れた伝統芸能、食文化、映像文化その他の文化芸術、産業等の紹介の強化、地域の特色を生かした

魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第十八条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

2 県は、情報通信の技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第十九条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第二十条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第二十一条 県は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第二十二条 県は、県民の観光立県に対する意識の高揚、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

第三章 広島県観光立県推進会議

(広島県観光立県推進会議)

第二十三条 県は、基本計画について審議し、及びその実施を推進するため、広島県観光立県推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第二十四条 推進会議は、会長及び委員三十人以内をもって組織する。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 委員は、県議会の議員、市町の長、観光事業者、観光関係団体の長、観光に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十五条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二十六条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第二十七条 この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

広島県観光立県推進会議 委員名簿(平成29年11月現在)

区分	所属	職	氏名
会長	広島県	知事	ゆづき ひでひこ 湯崎 英彦
県議会議員 (2人)	広島県議会	議員	いはら おさむ 井原 修
	広島県議会	議員	こだま ひろし 児玉 浩
市町の長 (2人)	廿日市市	市長	しんの かつひろ 眞野 勝弘
	世羅町	町長	おくだ まさかず 奥田 正和
観光事業者 (3人)	西日本旅客鉄道株式会社広島支社	支社長	いせ まさふみ 伊勢 正文
	西日本高速道路株式会社中国支社	支社長	こはし けいぞう 小橋 慶三
	全日本空輸株式会社広島支店	支店長	にわ あきお 丹羽 明夫
観光関係 団体の長 (10人)	(一社) 広島県観光連盟	会長	ささき しげき 佐々木 茂喜
	(公財) 広島観光コンベンションビューロー	理事長	ふかやま ひでき 深山 英樹
	広島県商工会議所連合会	会頭	ふかやま ひでき 深山 英樹
	広島県商工会連合会	会長	くまたか いちお 熊高 一雄
	広島経済同友会	代表幹事	いけだ こうじ 池田 晃治
	(公社) 広島県バス協会	会長	むくだ まさお 椋田 昌夫
	広島県旅客船協会	会長	にった いちろう 仁田 一郎
	(一社) 日本旅行業協会中四国支部	支部長	おおこだ ひろゆき 大小田 博之
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	きむら たつし 木村 龍史
(一社) 日本ホテル協会中国四国支部	支部長	ごきゅう ひろふみ 五弓 博文	
学識経験者 (2人)	広島大学大学院	教授	フンク カロリン
	比治山大学	教授	やまだ ともこ 山田 知子
関係行政機関 (4人)	中国運輸局	局長	かわなか くにお 川中 邦男
	中国経済産業局	産業部長	こたき よしあき 小滝 義昭
	中国地方整備局	企画部長	よしだ としはる 吉田 敏晴
	広島県商工労働局	局長	さいき やすし 佐伯 安史
その他知事が 必要と認め るもの (5人)	広島商工会議所支店長会	会長	たなか かずし 田中和志
	ひろしま通訳・ガイド協会	会長	ふるたに あきこ 古谷 章子
	広島県観光ボランティアガイド協議会	副会長	とくなが きょうこ 徳永 京子
	(公社) 日本青年会議所中国地区広島ブロック協議会	会長	くろせ ひでや 黒瀬 秀哉
	広島県飲食業生活衛生同業組合	副理事長	きむら みちえ 木村 美智江
計			29人

外部アドバイザー名簿

専門分野	所属	職氏名	
観光文明学・文化開発論 (前計画外部アドバイザー)	北海道大学 観光学高等研究センター	特別招聘教授	いしもりしゅうぞう 石森 秀三
観光施策・インバンド振興等 (世界に誇れる広域観光周遊ルート 検討委員会委員)	東洋大学 国際観光学科	准教授	やがさき のりこ 矢ヶ崎 紀子



ベイサイドビーチ坂(坂町)



国民宿舎湯来ロッジ(広島市)

策定の流れ

日付	会議名等	内容
28.10.31	広島県観光立県推進会議	前計画の取組状況, 今次計画の方向性に係る審議
29.1.11	市町との意見交換会 (北部)	観光振興の現状等に関する意見交換
29.1.17	市町との意見交換会 (西部)	観光振興の現状等に関する意見交換
29.1.18	市町との意見交換会 (東部)	観光振興の現状等に関する意見交換
29.2.9	計画策定に関するワーキング会議①	前計画の取組の総括に係る協議
29.3.1	計画策定に関するワーキング会議②	前計画の取組の総括に係る協議
29.3.22	広島県観光立県推進会議	前計画の取組の総括, 今次計画における重点施策の考え方に係る審議
29.5.18	広島県議会広域・国際観光振興対策特別委員会	今次計画骨子の報告
29.5.19	広島県議会警察・商工労働委員会	今次計画骨子の報告
29.6.1	計画策定に関するワーキング会議③	今次計画案に関する協議
29.6.27	計画策定に関するワーキング会議④	今次計画案に関する協議
29.7.12	広島県観光立県推進会議	今次計画案の審議
29.8.18	広島県議会警察・商工労働委員会	今次計画案の説明
29.8.31	計画策定に関するワーキング会議⑤	今次計画案に関する協議
29.9.1	広島県議会広域・国際観光振興対策特別委員会	今次計画案の説明
29.9.7	県・市町等観光担当課長会議	今次計画案の説明及び意見交換
29.9.15	広島県議会警察・商工労働委員会	今次計画案の審議
29.10.3 ~11.2	県民意見募集 (パブリックコメント)	今次計画案に対する意見募集 «2人(12件)の意見をいただいた。»
29.10.19	広島県議会警察・商工労働委員会	今次計画案の審議における意見への対応方針説明
29.11.27	広島県観光立県推進会議	今次計画案の最終審議